



## 法制度、憲法理念、コミュニティ

渡部, 昭男

---

**(Citation)**

日本特別ニース教育学会第24回研究大会:1-13

**(Issue Date)**

2018-11-18

**(Resource Type)**

conference object

**(Version)**

Accepted Manuscript

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90005387>



SNE学会第24回研究大会@大阪体育大学  
2018.11.18課題研究Ⅱ

# 改めて「特別ニーズ教育」とは何か 法制度、憲法理念、コミュニティ

渡部 昭男  
(神戸大学大学院  
人間発達環境学研究科 教授)

# はじめに

## 1)「特別ニーズ教育」の概念・定義

→「通常教育」の対概念としての「特別教育」

「通常教育」がどこまでを包含しうるかによって変動

例:貧困児の補食（特別対応）から学校給食（通常対応）へ

→「特別ニーズ教育」は「通常教育」改革を志向する

## 2)3つの「S」

①特殊教育 Separate 1946年米国教育使節団報告書の原案  
は Special だったが日本側の働きかけで変更？

→分離された特殊な場での特殊教育

②特別支援教育 Special Needs Education

→特別なニーズに応じた支援教育

③個々人の尊厳と固有ニーズを踏まえた教育を全ての学校で実現

⇒Specific Needs Education への展望を持ったSNE学会へ

例:車エアバッグ＝高価な特別装備→安全性向上の通常装備へ

# 1.法制度①特別支援教育-1

- 本学会の1995設立から四半世紀が経とうとしている。  
その間に「法制度」は大きく変化した。

## ⇒特殊教育から特別支援教育への転換

①特別支援教育＝2007改定学校教育法第8章による枠づけ

- 72条 [特別支援学校の目的]

対象：視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱

目的：準ずる教育＋障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける

•「その欠陥を補うために」規定からの脱皮

•学校の呼称には裁量を認めた

•5区分を堅持＝発達障害等を含めてはいない

- 74条[特別支援学校の助言・援助の努力義務]センター的機能

- 75条 [障害の程度] 政令委任＝施行令22条の3

- 78条 [寄宿舎の設置] ・ 79条 [寄宿舎指導員]

# つづき (①特別支援教育-2)

- **81条1項** [通常校における特別支援教育]  
+教育上特別の支援を必要とする幼児・児童・生徒  
障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育  
• **「特殊な場における特殊教育」からの脱皮**
- **81条2項** [特別支援学級]  
対象：知的、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他  
→言語障害、**自閉症・情緒障害(20文科初第1167号通知)**
- **81条3項** [教員派遣]  
いわゆる訪問教育：**81条3項+71条→施行規則131条**：複数の障害を併せ有する場合若しくは教員を派遣して教育を行う場合の特別の教育課程  
→**1979年度～制度化、2000年度～高等部希望者全入**
  - **1947年～就学=通学schooling+教員派遣visiting**  
**+2016教育機会確保法:不登校、夜間等(特例校、ICT等)**

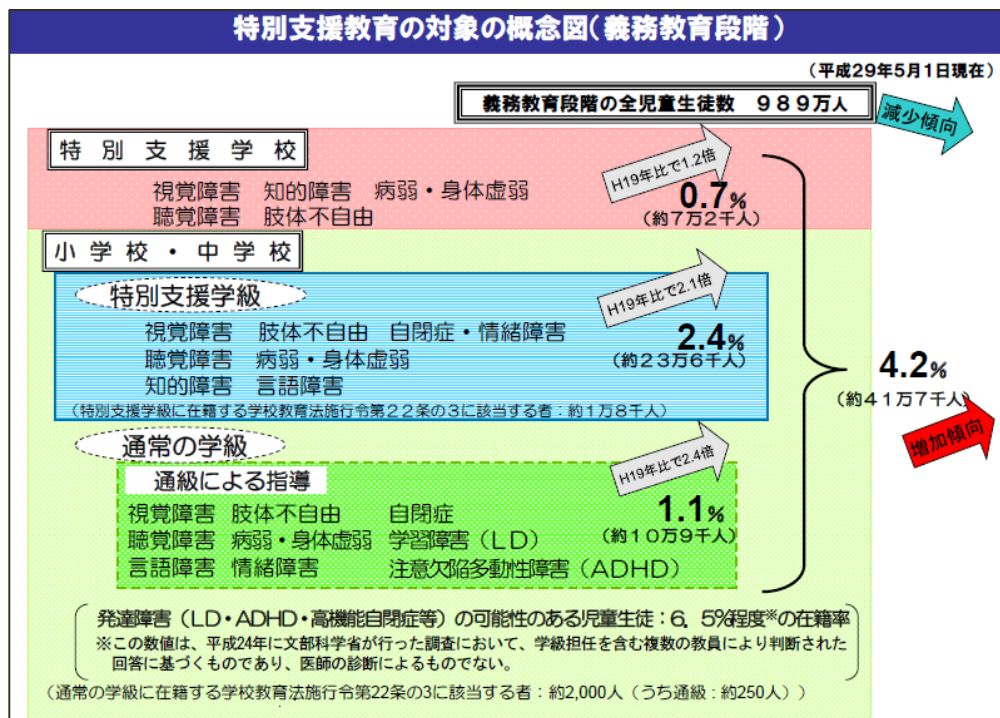
# つづき (①特別支援教育-3)

・通級指導：81条1項→施行規則140・141条

対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他

他校通級による特別の教育課程に係る授業の自校算入  
→1993年通級指導の制度化、2016高等学校へ拡充

・「特殊な場による特殊教育」の破れ 巡回指導を含む通級



出典：文部科学省HP

# つづき (①特別支援教育-4)

- ・認定特別支援学校就学者：2013改正学校教育法施行令5条1項  
→2002改正学校教育法施行令：認定就学者の導入  
→2002専門家の意見聴取、2007保護者

\*視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。

## ・障害者権利条約批准のための原則地域校規定

2006障害者権利条約国連採択（2007日本署名、2014批准）

2011障害者基本法：本人保護者の意向尊重、交流及び共同学習

2012中教審インクルーシブ教育システム報告

2013.6障害者差別解消法制定（2016施行）

2013.9就学制度改正

- ・場の択一的選択⇒支援籍等による複数利用／（⇒複数籍）

# 1.法制度②他の特別ニーズ規定-1

- ・学校教育法19条：経済的理由によって就学困難と認められる児童への就学援助。

→教育基本法4条3項（旧3条2項）の具体化

国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、**経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。**

- ・同施行規則53条：必要がある場合の一部合科

→学校教育法29条：小学校〔教育の目的〕

小学校は、**心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。**

- ・同54条：履修困難な教科をその児童の心身の状況に適合して課す
- ・56条：**不登校児**への特別の教育課程（2005-特例校）
- ・56条の2：**日本語に通じない児童**の特別の教育課程2014-  
⇒取り出し・入り込み指導＋自校・他校が可能に
- ・56条の4：**学齢を経過した者**の特別の教育課程  
→2016教育機会確保法



# 1. 法制度②他の-2 ③免許法

- ・ **義務標準法**による枠づけ

予算措置による加算→2017改正：基礎定数化へ

7条1項5号：障害に応じた特別の指導（**通級指導**）（13人につき1人）

同6号：日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（**日本語指導**）（18人につき1人）

同4号：**少人数指導**等の推進。

- ・ 義務標準法施行令における「特別の指導」の追加

**心身の健康の回復、著しく肥満・飲食に関して特別の注意が必要児への食生活の改善のための特別の指導**など

③特別支援科目＝**教育職員免許法施行規則改正による枠づけ2017改正省令**に伴って特別支援科目 1 単位以上が必修化。コアカリキュラムには、「**障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援**」が明示され、「**母国語や貧困の問題等による特別な教育的ニーズ**」児が例示。

Specialの広がり・拡充なのか、「通常教育」改革を伴わない  
「通常教育」を守る安全弁としての Special の肥大化なのか

## 2. 憲法理念（改革の理念を探る） 能力原理から必要原理への5段階

日本国憲法26条「その能力に応じて、ひとしく」

### ①能力規定を読み込んで解釈を深める＝教育条理解釈

清水寛1975「発達に必要なかつ適切な」

兼子仁1978「能力発達上の必要に応じた教育」

### ②能力を補う適切な字句を補う

教育基本法審議過程1946「その能力と適性に応じて」

### ③特定の対象を優先して必要対応を拡大する

2006改正教育基本法4条2項新設

国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、**教育上必要な支援**を講じなければならない。

### ④能力規定に必要規定を併記する

フィンランド憲法13条「能力と必要に応じた教育」

### ⑤より高位の原則や理念を定位する

ドイツ基本法2条1項「人格の自由な発展（発達）への権利」

# 3. コミュニティ (ユニークな試み)

・ 特別支援教育法制への転換に前後して**自治体に焦点をあてた出版**

日本特殊教育学会自治体研究班2003「特別支援教育」への転換：自治体の模索と試み

渡部昭男・新井秀靖編2006自治体から創る特別支援教育

・ SNE学会：設立の契機となったサラマンカ宣言（1994）がCBR（Community-Based Rehabilitation）を強調していたことから、**Community-Basedアプローチ**にはこれまでも関心を向けてきた。

⇒**憲法・条約の権利規定**が、国の定める**法制度の枠組み**を通じて、**権利主体である子ども・国民に届く**ためには、法制度の**自治体**（基礎自治体＝市区町村、広域自治体＝都道府県）による**執行・運用**を介さなければならない。

例：**憲法13条自己人生創造希求権**（竹中2010）

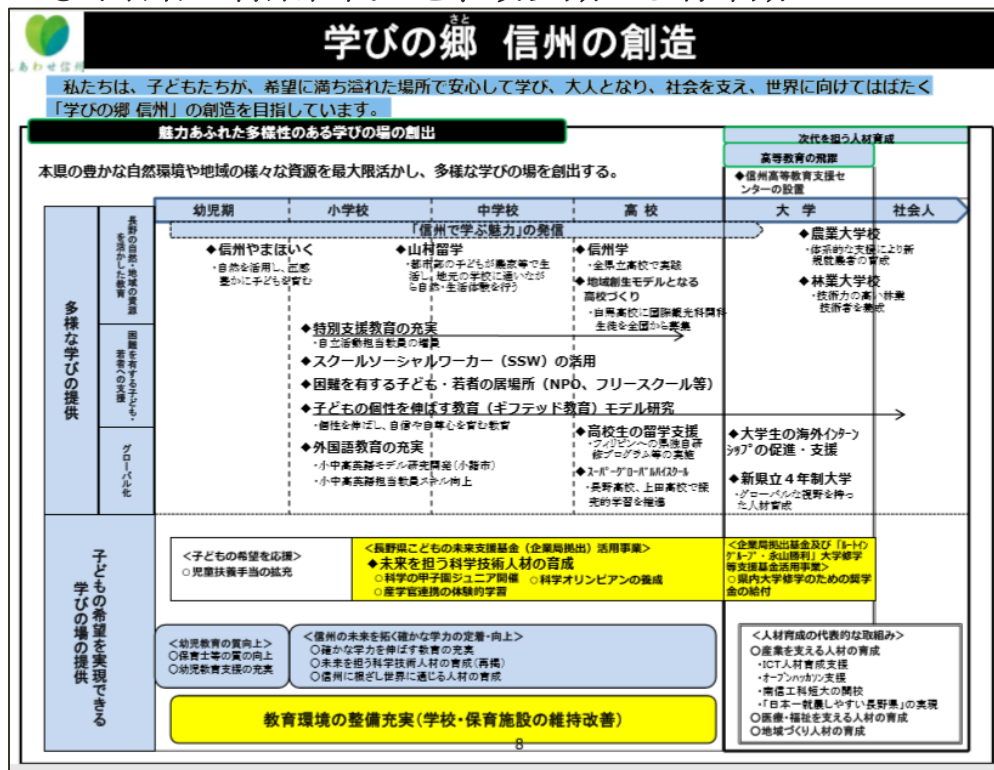
＝立法、行政運用、現場実務・実践にどう活かすか！

# つづき 3. コミュニティ①長野県

- 基本情報：人口206万人、120→77市町村
- 県民文化部に就学前から高等教育までの担当課
- 3名の部長の中に子ども・若者担当部長を配置
- 2014長野県の未来に担う子ども支援に関する条例
- 2016長野県子どもの貧困対策推進計画
- 2017長野県将来世代応援県民会議

将来を担う子どもや若者～将来世代～を、幼少期から青年期までの全ステージにおいて応援

出典：長野県HP



# つづき 3. コミュニティ②滋賀県草津市

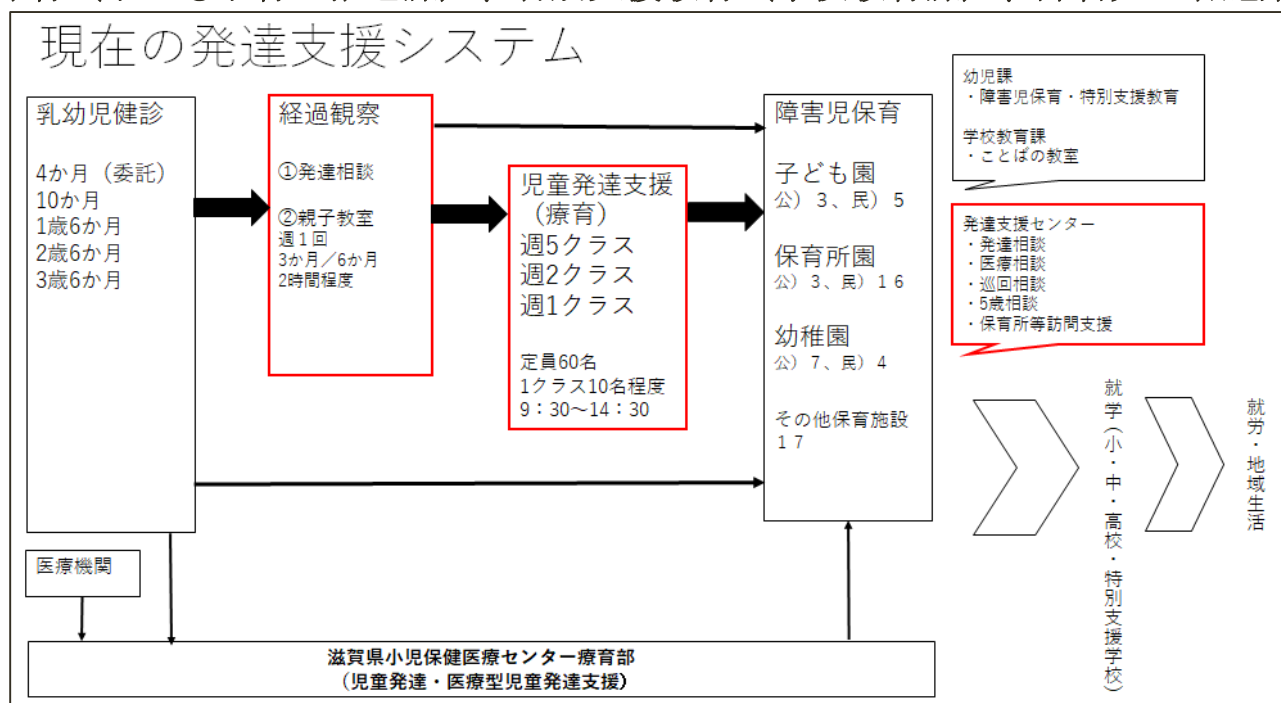
- ・ 基本情報：人口13.4万人、14小学校6中学校、出生約1300人
- ・ 草津市立発達支援センター

地域における発達支援の拠点として、乳幼児期から成人期までの障害および障害の疑いのある方々への支援を実施

主なスタッフ：保育士、発達相談員、教諭、社会福祉士、事務職、嘱託医、（ST,OT,PT）

複数の部署と連携：乳幼児健診（子ども相談センター）、家庭・地域支援（子ども相談センター）療育・相談の拠点（発達支援センター）、障害児保育〔幼稚園・保育所〕（幼児課）、学童保育所の障害児保育（子ども子育て推進課）、特別支援教育（学校教育課）、障害児・者施策（障害福祉課）

出典：  
大西壘2018  
神大特別講義



# つづき 3. コミュニティ③鳥取県南部町

- 基本情報：人口1万人、3小学校2中学校、出生60～70人
- 2004 2町が対等合併
- CS（地域協働学校）を核とした町づくり

**「施策の方向性の柱」**……教育方針Ⅰ-①～Ⅴ-②について具体的に示したものを

<b>I-①</b> <ul style="list-style-type: none"><li>(1)地域に開かれ、地域との協働による教育課程の充実と創造</li><li>(2)「まち未来科」10年カリキュラムの実践を通じて、ふるさとを基盤とする未来を生き抜く力の育成</li><li>(3)児童生徒・教職員・保護者・地域住民の4者対話による学校づくりの推進</li><li>(4)小・中学校を貫く「協同学習」の授業実践による確かな学力の定着</li><li>(5)子どもの世界を広げ、夢と自信を持たせる体験づくり</li></ul>	<b>I-②</b> <ul style="list-style-type: none"><li>(1)安心して学び、お互いが高め合える人間関係づくりの推進</li><li>(2)いじめ・不登校の未然防止と取り組み強化</li><li>(3)高校生の学びを支援する取り組みの推進</li><li>(4)就学に関する相談支援と縦横のネットワークづくりによる特別支援教育の充実</li><li>(5)保小中・家庭・地域を基盤とした町ぐるみでの食育の推進</li></ul>
<b>Ⅱ-①</b> <ul style="list-style-type: none"><li>(1)乳幼児期の子どもへの質の高い幼児教育・保育の実践</li><li>(2)保育士研修及び園内研究の推進と保育士サポート体制の強化</li><li>(3)地域に開かれた園運営を通じたより豊かな遊びや体験の創造</li><li>(4)保育士・教職員相互交流の促進と保・小接続の充実</li></ul>	<b>Ⅱ-②</b> <ul style="list-style-type: none"><li>(1)保護者会を核とする仲間づくりの促進と相談体制の充実・強化</li><li>(2)福祉等関連機関・団体との連携によるきめ細やかな家庭への個別支援の実施</li><li>(3)青少年を対象とする地域振興協議会事業相互の連携強化と体系化</li><li>(4)家庭教育関連事業の推進と保護者への情報提供の充実</li></ul>

出典：  
南部町HP